

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.173

No.173 2021.1.30

## ■ ワークルール教育の教材を作りました

日本労働弁護団ワークルール PT で、ワークルール教育の教材を作成し、ホームページに公表しました ([roudou-bengodan.org](http://roudou-bengodan.org))。是非ご活用ください。

また、今回の教材の目的の一つには、教員自身がワークルール教育を扱う際の負担軽減もありますので、是非、お知り合いの教員・学校にも活用の呼びかけをお願いします。

## ■ 「コロナ禍でもワークルール教育」シンポ

2021年1月23日の「コロナ禍でもワークルール教育！～労働弁護士がワークルール教育指導案づくりました～」(zoom)を報告します。

このシンポジウムは、上記教材の作成に伴い、ワークルール教育を呼びかけるために開催したもので、教員を中心に約50名の参加がありました。

シンポジウムでは、まず、上田裕常任幹事から、ワークルール教育を実施したときの映像をもとに、ワークルール教育の様子や生徒の反応について紹介がありました。労働弁護士が行うワークルール教育の実際の様子は参加者に好評でした。

次に、平井康太常任幹事から、ワークルール教育の実践経験をもとに話がありました。生徒・学生がアルバイトで既に多くの被害を受けていること、コロナ禍で益々被害に遭う危険が高まっており、コロナ禍だからこそワークルール教育が重要という報告でした。

次に、清水亮宏会員から、今回作成した教材の内容やその趣旨の報告がありました。今回の教材は、単に知識を伝えるだけではなく、権利を実現するためにどのように行動するかや、その前提となるマインドについて学ぶためのものであることなどを紹

介しました。参加者からは労働弁護士の教材作成について好意的な意見が寄せられています。

## ■ ワークルール教育推進法制定を

シンポジウムでは、ワークルール PT 座長の小島周一常任幹事が、知識を伝えるだけではなく権利実現のための教育を全国で実現するためにもワークルール教育推進法の制定が必要であること、その制定に向けて取り組んでいこうと呼びかけました。

参加者の石橋通宏参議院議員からも、コロナ禍でワークルール教育の必要性が高まっていることや、教員の負担を軽減するためにも、教員と外部の専門家が連携することができるように、ワークルール教育推進法の制定が必要であることなど、制定に向けた呼びかけがありました。

ワークルール教育推進法については、日本労働弁護団のホームページにこれまでの意見書や取り組みをまとめています。力を合わせて、ワークルール推進法制定に向けた取り組みをしていきましょう。

## ■ テレワークの集会には是非ご参加ください

オンライン集会「労働者・労働組合の立場から、テレワークを考える」を開催します。

日時：2021年2月3日 18:30～

方法：zoom (申込が必要です)

内容：日本労働弁護団からの基調報告、労働組合からの報告・問題提起など

申込：下記 URL (ホームページにもあります)

<https://kokucheese.com/event/index/606827/>

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790